

○四街道市Q&A

NO	サービス種別	項目	質問	回答
1	居宅介護支援	退院・退所加算	退院・退所加算について、病院・診療所からカンファレンスにより情報提供を受ける場合、そのカンファレンスについては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3（多機関共同指導加算）の要件を満たすこととされているが、カンファレンスの参加要件であるPT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）については、外部（訪問看護ステーション属する）の者でないといけないのか。入院先の病院からの参加で問題ないのか。	多機関共同指導加算については、加算名のとおり「多機関」が共同で退院後の指導を行うことを目的とした加算となります。よって、加算の算定を行う入院中の医療機関の医師・看護師等が退院後のサービスを担う ①在宅診療担当医療機関の医師、看護師等 ②保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士 ③保険薬局の薬剤師 ④訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 ⑤介護支援専門員 ⑥相談支援専門員 の①～⑥のうち3者以上と共同で指導を行った際に算定できるものとなります。 そのため、注3に記載されているPT、OT、STについてはすべて外部機関に属するものとなります。ただし、訪問看護ステーションに属している必要がある者は、看護師等のみとなりますので、PT、OT、STについては、資格を有している外部機関（訪問リハや通所リハを行っている事業所等）の方も想定されます。
2	居宅介護支援 訪問介護	院内介助	訪問介護による院内介助のケアプランを作成する際、医療機関の医療連携室・訪問介護事業所とその必要性については協議を行っており、必要性があると判断したが、保険者である市に対して提出が必要な書類はあるのか。	市に対して書類の提出の必要性はありませんが、実地指導等の際に必要性を検討していることがわかるようケアプランや経過記録に必要性について検討した内容等を必ず記録してください。
3	居宅介護支援	署名・捺印の見直し	今回の法改正に伴い居宅サービス計画書及びサービス利用票の署名・捺印欄が省略されたが、今後の取り扱いについての市の見解について。	令和3年度の報酬改定に伴い、居宅サービス計画書（第1表）及びサービス利用票（第6表）の利用者署名・捺印欄が削除されました。 本市としては、居宅サービス計画書（第1表）及びサービス利用票（第6表）の利用者の署名・捺印は原則不要とします。 しかしながら、当然利用者への説明・同意は必須となることから、代替手段として、居宅介護支援経過（第5表）に利用者から同意を得た旨を記載していただくこととします。 また、記載にあたっては、いつ・どこで・誰に対して（家族等の同席があればそれも含めて）説明し、同意を得たかを詳細に記載し、ケアプラン点検や実地指導の際に掲示できるようお願いします。 今回の取り扱いは、利用者からの署名・捺印を一律禁止するものではありません。利用者とのトラブルを避ける観点から署名・捺印を引き続き求めることや署名のみを求めることも問題はありませぬので、各事業所で柔軟に対応してください。

4	福祉用具貸与	同一品目の貸与	起居動作に介助が必要な方が、寝室がある2階トイレに手すりをレンタルしている。日中は1階で過ごされており、1階のトイレにも同じ手すりのレンタルを希望している。トイレが頻回(1時間に1~2回程度)でその都度階段を昇降して2階のトイレに行くことが困難な状況にある。それぞれに同じ手すりをレンタルすることは可能か。	同一品目の貸与については、適切なアセスメントに基づく利用であれば可能です。ご質問内容の状況であれば、同一品目の貸与も問題ないと思われますので、利用者の状況や必要性等をケアプランに記載の上、サービスを提供してください。
5	福祉用具貸与	軽度者に対する例外給付	軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について、新型コロナウイルスによる要介護認定有効期間の1年間延長を希望された場合、再度市に対して例外給付相談票の提出は必要か。	軽度者に対する例外給付相談票については、要介護認定有効期間の更新等があった際は、その認定結果に応じて再度必要性を検討し、市に相談票を提出する必要があります。しかし、今回の新型コロナウイルスに伴う要介護認定有効期間の1年間延長措置については、訪問調査や主治医意見書の徴取等をすべて省略し、現在の要介護度をそのまま1年間延長する取扱いとなりますので、例外給付相談票の有効期間も1年間延長することとし、再提出は不要とします。本取り扱いは、新型コロナウイルスによる1年間の延長措置にのみ適用されますので、通常の更新申請の際は、その認定結果等に応じて再度例外給付相談票の提出が必要となります。
6	訪問介護	通院等乗降介助	ショートステイの退所日の朝からそのままデイサービスを利用する予定である。ショートステイを朝に切り上げるため、施設からの送迎はなく、家族での対応も困難なため、施設からデイサービス先まで訪問介護の通院等乗降介助を利用することか可能か。	通院等乗降介助については、令和3年度の制度改正に伴い、居宅から病院の往復だけでなく、病院から別の病院やデイサービス先までの送迎も可能となりました。しかし、始点または終点が利用者の居宅である必要があり、質問内容のように居宅を含まずにショートステイ先とデイサービス先のみを送迎する場合の算定は不可となります。

7	居宅介護支援	暫定ケアプラン	<p>区分変更申請後に暫定ケアプランを作成した場合の取扱いについて。</p> <p>①見込んだ介護度と認定結果が同じであった場合の2表の期間 ②見込んだ介護度と認定結果が違う場合またはサービス内容を追加する場合の2表の期間 ③申請中に入院等により契約が終結しており、本プランに同意が得られない場合の対応方法</p>	<p>①暫定の介護度と認定結果が同じであり、サービス内容に変更がない場合は、暫定ケアプランをそのまま本プランに移行することが可能ですので、2表の期間も暫定ケアプラン作成時の期間となります。</p> <p>②暫定の介護度と認定結果が違う場合についても、サービス内容に変更がない場合や軽微な変更であれば①と同様となります。サービス内容に変更があり、それが軽微な変更で該当しない場合は、再度本プランを作成することとなりますので、2表の期間は本プラン作成日からとなります。</p> <p>③暫定ケアプラン作成後に利用者の死亡や入院等により、契約が終結していた場合は、原則本プランへの移行時に家族等に同意を得ることを基本としますが、家族等もおらず同意を得ることが困難な場合については、保険者(市)に確認の上、暫定ケアプランを見え消しで訂正し、支援経過に同意を得ることが困難な理由および市の了承を得ていることを記載してください。</p>
8	通所介護	送迎	<p>通所介護の送迎時に交通渋滞等でサービス提供時間開始時間を過ぎてしまった場合の取扱いについて。</p>	<p>交通渋滞等により送迎に時間を要した場合について、サービス提供開始後に当初のケアプラン上に位置付けていた内容をすべて提供できた場合は、当初の計画通りの算定で構いません。大幅な遅延により、当初位置付けていた内容を提供できなかった場合は、実際の利用時間に応じた算定となります。</p>
9	短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	透析患者の医療費	<p>透析患者を短期入所療養介護で受け入れることは可能か。また、その際の透析にかかる医療費の取扱いについて。</p>	<p>短期入所療養介護の利用は可能である。医療費については、原則介護老人保健施設に入所中の方は施設負担となるが、透析にかかる医療費については、医療保険での算定が可能である。</p>

10	居宅介護支援 総合事業	変更新規申請 総合事業の日割	<p>月途中に変更新規申請を行い、申請前は総合事業の通所型サービスを利用していた。申請後は入院したため、認定結果が要介護となってからのサービス利用はなし。今後も在宅に戻る予定はないため、居宅介護支援事業所として今後も担当することはないが、申請月の請求方法はどうすればよいか。また、申請前までに利用していた総合事業については、入院に伴い日割算定となるのか。</p>	<p>月途中で変更新規(区分変更)申請をした場合、当月の区分支給限度額については、月を通して重い方が適用となるため、要介護の区分支給限度額となります。介護給付費の請求については、要支援の期間と要介護の期間でそれぞれ請求をすることになりますが、今回は入院したことに伴い、要介護としてのサービス利用はないため、要支援としてのサービス利用のみ請求することになります。</p> <p>給付管理票の作成・提出については、月末時点の担当となりますが、要介護になってからのサービス利用はないため、包括支援センターが給付管理票を作成・提出し、介護予防ケアマネジメント費を請求することになります。</p> <p>総合事業の日割算定については、入院したことをもって日割算定となるわけではありません。入院に伴い、利用者と契約解除をした場合は、契約解除日をもって日割請求となります。</p> <p>月末まで契約が有効であれば月額定額報酬での請求、月末までに契約解除した場合は、その日までの日割請求となります。</p>
11	介護予防訪問看護	理学療法士等の提供による 12月超え減算	<p>令和3年度の報酬改定に伴い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合は、5単位減算することとなったが、事業所が変更となった場合の取り扱いについて。</p>	<p>12月減算については、事業所が変更となった場合、新しい事業所は再度1月目からの計算となります。ただし、リセット目的の事業所変更を避けるため、以前の事業所に再度変更した場合は、前回利用時の月数から継続することとなります。ただし、変更後に一度要介護状態になった場合や入院したことにより、医師からの指示内容が変更になった場合は、リセットとなります。</p> <p>本取扱いについては、介護予防訪問リハビリおよび介護予防通所リハビリについても同様とします。</p>
12	居宅介護支援	管理者要件の緩和	<p>不測の事態により主任介護支援専門員を管理者とすることができなくなった場合には、主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とし、1年間の猶予期間が認められている。また、場合によっては、猶予期間の延長も可能としているが、「場合によって」の内容は具体的にどのようなものか。</p>	<p>管理者と主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができるとされており、猶予期間の延長については、保険者に提出していただく「管理者確保のための計画書」の内容を確認させていただいた上で、個別に判断させていただきます。</p> <p>「場合によって」の具体的な内容については、「採用のための募集をしているが、応募者がいない、採用される者がいない」等が想定されます。</p>